

スーダン被災民に係る物資協力の実施について

〔平成19年11月6日〕
閣議決定

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成4年法律第79号）第25条第1項の規定に基づき、スーダン被災民に係る物資協力を別紙のとおり実施することとする。

(別紙)

日本国政府は、平成19年度において、国際連合難民高等弁務官事務所(以下「UNHCR」という。)に対し、現在、スーダン共和国のダルフル地域において被災民に対して行われているUNHCRの活動に協力するために必要な

(1) 毛布 10,000枚

(2) スリーピングマット 10,000枚

(3) 給水容器 10,000個

(4) ビニールシート 4,000枚

を無償で譲渡する。

説 明

- 1 スーダン共和国西部のダルフル地域では、スーダン政府と反政府勢力との間の紛争が2003年より激化し、両者の対立の下、スーダン政府の支援を受けたと推定されるアラブ系民兵によりアフリカ系住民約20万人が死亡するとともに、多くの被災民（チャド共和国に避難した約20万人の難民及び約200 - 250万人の国内避難民）が発生した。2006年5月、スーダン政府と反政府勢力の一部がダルフル和平合意に署名し、その後も国際社会による非署名派取り込み努力等が継続しているが、治安・人道状況は改善されず、被災民は当面の居住施設、食糧、飲料水の確保等に大きな問題を抱えている。
- 2 UNHCRはダルフル地域において、被災民救援のための人道的な国際救援活動を実施しているところ、今般、UNHCRから我が国政府に対し、ダルフル地域におけるUNHCRの活動に早急に必要な毛布、スリーピングマット、給水容器及びビニールシートの譲渡要請がなされたものである。